

西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

西予市告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市の森林整備の推進を図るため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に基づき、西予市特定間伐等促進計画(以下「特間計画」という。)において間伐等の造林事業を実施する者に対し、予算の範囲内で西予市美しい森林づくり基盤整備策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、特間計画に位置付けられた間伐等の造林事業を実施する者(以下「事業主体」という。)とする。

(交付事業の内容)

第3条 補助金交付の対象となる造林事業は、国が定める美しい森林づくり基盤整備交付金交付等要綱(平成20年8月4日20林整整第450号)及び美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱(平成20年8月4日付け20林整整第430号)に定める事業とし、対象となる事業、採択要件及び補助金額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業主体は、事業完了後、西予市美しい森林づくり基盤整備対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業主体は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領に関する手続き事務を第三者に委任することができる。この場合において、補助金の交付申請に当たっては、委任状及び清算依頼書(様式第2号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受領した場合には、その内容を審査し、実地検査を行

ったうえ、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付条件)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に西予市美しい森林づくり基盤整備事業施行地の転用等届出書(様式第5号)によりその旨を届け出なければならない。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用しようとするとき又は補助事業の施行地上の立木の全面伐採除去をしようとするとき。

(2) 当該補助事業で開設し、又は改良した作業路の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(関係書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要に応じ補助事業者に対し、事業の成果、経理状況等について説明を求め、又は検査を行うことができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

事業種目	採択要件	補助金額
(1)切捨間伐 (2)搬出間伐 (3)森林作業道整備	切捨間伐、搬出間伐については、1施行地の面積が0.05ha以上とし、切捨間伐、搬出間伐については、西予市森林整備計画に定める立木の標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の森林で実施するものとする。	別途市長が定める単価

様式第 1 号(第 4 条関係)

年度西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

西予市長

様

住 所
氏 名

年度において、西予市美しい森林づくり基盤整備事業を下記のとおり終了したので、西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 総括表 別紙 1 のとおり
- 2 事業内訳書 別紙 2 のとおり
- 3 施業図 別紙 3 のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 完成写真
 - (2) 委任状及び精算依頼書(様式第 2 号)
※手続きを代理者に委任する場合
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

総括表

施業種	事業量	補助金額
切捨間伐	ha	円
搬出間伐	ha	円
森林作業道整備	m	円
計	ha	円
	m	

別紙 3

施業図	
	申請番号()
1 施業種	
2 事業主体	
3 施行地	
4 面積(延長)	
5 縮尺	

様式第3号(第6条関係)

年度西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金請求書

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け西予市指令林第 号により補助金交付決定のあった西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金について西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金 円也
内訳 交付決定通知額 金 円也
今回請求額 金 円也

支 払 方 法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名

西予市美しい森林づくり基盤整備事業費
補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年度西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金について西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年度西予市美しい森林づくり基盤整備事業費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の申請額
円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
円
- 3 補助金返還相当額
円

様式第5号(第8条関係)

西予市美しい森林づくり基盤整備事業施行地の転用等届出書	
年 月 日	
西予市長 様	
住所 (団体にあつては主たる事務所の所在地)	
届出者	
氏名 (団体にあつては団体名及び代表者の氏名)	
施行地	市 町 番地
施工面積	ヘクタール
施工年月日	年 月 日
施工面積のうち転用 (伐採)面積	ヘクタール
転用(伐採)理由	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること

(1) 西予市美しい森林づくり基盤整備事業施行地に係る転用等の計画(転用等の区域の見取り図等を含む)。

(2) 西予市美しい森林づくり基盤整備事業施行地に係る事業費補助金交付申請書(様式第1号)の写し